

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 28 日

丹波市長 林 時彦

### 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	青垣町小稗	令和 4 年 7 月	令和 4 年 7 月

#### 1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.8 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.9 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1 ha
(備考)・農地中間管理機構については今後活用を考える。	アンケート回答割合 (②/①)
	65.6 %

#### 2. 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 獣害対策については現在電気柵を活用しているが、修理・管理について今後の検討が必要である。</li><li>・ 現在は地区の農業者で農地を守っているが、高齢化が進み、高齢者の内 3/4 の方が後継者の見通しが立っていない。</li></ul>
--

#### 3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後、出し手となる農地は中心経営体へ集積し、更に効率よく農業経営できるように農地集約を図っていく。</li><li>・ 農会（自治会）等が出し手と担い手の仲介機能を発揮することにより、スムーズに農地の貸し借りが出来る仕組みを構築する。</li></ul>
---

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	5 経営体
----	-------	-------

#### 4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農地貸し借りの仲介、農地の集積・集約の相談機能を高める。（相談機関の検討）</li><li>・ 獣害対策の充実を農業者全員で検討していく。</li></ul>
---